

2020年3月19日

精神科病院で発生した看護者による虐待・暴行行為の報道に関する声明

一般社団法人日本精神科看護協会  
理事会

今般、精神科病院による虐待が疑われる事案が発生した。3月6日には、事件を受けて神戸市が精神保健福祉法に基づき、当該病院への立入検査を実施している。報道によると、精神科看護に従事する者が患者の人権を侵害しただけでなく、人間として行っていない虐待行為を繰り返し行っている。これは、単に職業倫理の欠如という問題としてだけでは片づけることはできない。事実であれば、重大な犯罪行為であり、強い憤りを禁じえない。同時に、精神科看護者として大変遺憾に思うところである。

日本精神科看護協会は、精神科看護倫理綱領を定め、個人の尊厳と権利擁護を基本理念に、その人らしい生き方や最善の治療・看護を実践する精神科看護の専門職能団体として、水準の高い精神科看護を追求してきた。精神科看護において個人の尊厳と人権の擁護は看護の原点ともいえる重要な視点であり、研修会や学術集会を含む様々な協会事業を通して、精神科看護者の倫理意識の向上に努めてきた。

日本精神科看護協会は、本事案を被疑者個人の問題としてとらえるだけでなく、自分たち自身の問題としても考えなければならない。精神科看護者として一人ひとり職業倫理を高めるとともに、事案の背景も含めて再発防止に向けて何を行うべきかを会員とともに再考し、倫理研修等の学べる場を全国に設けていくことで、精神科看護の質の向上をさらに追求していくことを表明する。

以上